
令和4年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年5月13日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	7番	小椋	武	8番	田中	正則	
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭	
	11番	山根	祐一				

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	竹内	俊雄	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 西村 昭二

5. 議事日程

- | | | | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----|----|-----|----|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 | 西村 | 辰寿 | 14番 | 西田 | 悦子 | |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | | |
| 第6 | その他 | | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村推進委員 1名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和4年度第2回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13番 西村辰寿委員、14番 西田悦子委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は11件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。8ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。10ページをご覧ください。町建設課の篠波農地復旧工事に係る工事用道路及び資材置場、八頭県土事務所の県道津山智頭八東線道路外災害復旧工事に係る仮設道路の合計2件です。どちらも事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号1-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地 才代地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 323 m²

権利の種類は、所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人が譲受人に作っていない農地があるので耕作してみないかと話をされ、譲受人も耕作を希望されて話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は概ね年間を通じて農業に従事しておられます。借り受けている農地では水稻を栽培されており、この度取得される農地は野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね50m程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、5年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、28アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長 (会長)

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

西田委員

5月10日に両者立会いのもとでお話を伺いました。無償ということが気になりましたので確認をしました。譲渡人は今後作る予定もないし、譲渡人の方から先ほどの事務局の説明のとおり提案したとのことで問題はないと話をされました。無償であることが今後問題とならないようにしてくださいと再度申し上げました。譲受人は野菜を作りたいとのことで、家から近いので譲っていただけるもの

西田委員	ならそこで作ってみたいとおっしゃりましたので大きな問題はないと思いました。よろしく願いいたします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 2-2 について説明をします。</p> <p>【議案第 1 号 受付番号 2-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 山田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 173 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲受人から、家の前にある農業用倉庫と農地を譲渡人に売ってほしいと話をされ、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は冬場を除いて概ね年間を通じて農業に従事しておられます。所有地で水稲と野菜を栽培されており、この度取得される農地は農業用倉庫が一部ありますが、倉庫の隣の農地で野菜を栽培される予定です。通作については、自宅の前であり問題はないと思われまます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、40 年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われまます。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は 20 アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、53 アールあり問題はありまません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き農業用倉庫として使用し、農地部分は野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められまます。</p>

議長（会長）	この件につきましては、2番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
明治委員	はい。事前調査を行いましたので報告いたします。譲受人、譲渡人の双方から話を聞きました。また、現地確認をしております。その結果は先ほど事務局から報告がありましたようなことで相違ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 3-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 3-3 について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号 3-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 見槻中地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 37 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転贈与です。</p> <p>理由につきましては、譲受人と譲渡人は、祖父の代に既に譲受人へ譲り渡す話がまとまっていたようで、既に譲受人が耕作をされていましたが、所有権移転登記がされていなかったため、この度正式に所有権移転登記をされるものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は冬場を除いて概ね年間を通じて農業に従事しておられます。所有地で水稲と野菜を栽培されており、この度取得される農地では引き続き野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね 200m程度であり問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請</p>

事務局	<p>地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、71アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>はい。西村です。議案第1号、受付番号3-3についての調査報告をさせていただきます。5月2日に現地調査を行いまして、同日に双方の聞取りをさせていただきました。内容は事務局から説明があったとおりでございますけれども、今まで当該農地を譲受人が実質として所有して耕作しておられた農地の中に一部譲渡人の農地が含まれているということが地籍調査で判明したために双方合意のもとに処理するというものでございます。特段問題ないと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和4年4月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規5件、更新2件、合計7件です。面</p>

事務局	<p>積は、田のみで 15,386 m² (8 筆) です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規 9 件、更新 7 件、合計 16 件です。面積は田のみで 29,044 m² (27 筆) です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長 (会長)	<p>通常の利用権設定分 受付番号 9-3 を除く、受付番号 7-1 から 13-7 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 9-3 を除く、受付番号 7-1 から 13-7 について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号9-3についての審議ですが、これは竹内推進委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により竹内推進委員は一時退席をお願いします。</p>
	(竹内推進委員退席)
	<p>それでは受付番号9-3について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号 9-3 について申請どおり決定します。竹内推進委員は入室してください。</p>
	<p>（竹内推進委員入室）</p>
	<p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 50-1 から 65-16 について審議を行います。</p>
	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 50-1 から 65-16 について申請どおり決定します。</p>
	<p>以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和 4 年 4 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 81-1 から 100-20 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 2 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地の内、大江の基盤整備事業に係る 9 筆の農地を除く、27,100 m²（18 筆）と、既に機構へ貸付けられている農地 14,150 m²（10 筆）の合計 41,250 m²（28 筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人 6 社へ 32,964 m²（19 筆）、その他 5 名の個人耕作者へ 8,286 m²（9 筆）を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。初めに、整理番号 83-3 及び 90-10 を除く、整理番号 81-1 から 100-20 につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。山寄委員どうぞ。</p>

- 山寄委員 9番、山寄です。9ページの92-12、地域の担い手法人1社が受けることになっていますが、受けていただくことは大変ありがたいことですが、皆さんのところはどうか分かりませんが、用水等の維持管理が非常に悪いです。畔草等を刈ったりするときも一度に刈って用水の水が流れない。草の根が用水の中に入って澱んでしまうと。そこにゴミが詰まってその耕作地より以下は水が流れない状況も過去には多々ありました。先日ももう少ししっかりやって欲しいと注意をしたところですが、作っていただくことはありがたいですが維持管理はしっかり行うようお願いしていただけたらと思います。以上です。
- 議長（会長） 事務局どうぞ。
- 事務局 失礼します。過去の総会でも維持管理について同様のご意見をいただきました。委員会といたしましては、借受人に対し適正な維持管理を促すよう意見を付して町に返したいと思っております。いかがでしょうか。
- 山寄委員 よろしくお願ひします。
- 議長（会長） 善処してもらおうよう意見を付して返すことにご理解をお願いいたします。その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） はい。ありがとうございました。
 言いにくいことも言って行かないと全体の農業に支障をきたすことにもなると思っておりますのでよろしくお願ひします。
 賛成多数と認めます。整理番号83-3及び90-10を除く、整理番号81-1から100-20につきまして、申請どおり決定します。
 続きまして、整理番号83-3及び90-10についての審議ですが、これは山根委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。
 （山根委員退席）
 それでは整理番号83-3及び90-10について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。整理番号 83-3 及び 90-10 について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。
	(山根委員入室)
	以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。
	続きまして日程第6 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員会活動記録の記載方法の訂正について ●令和3年度の点検評価及び令和4年度の活動計画について ●資料提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金の拡充について ・八頭町小規模農家経営継続支援事業補助金の拡充について ●違反転用案件について ●次回の農業委員会開催日時について <ul style="list-style-type: none"> ■6月10日(金) 13時30分から ■船岡地区公民館大集会室 以上です。
議長 (会長)	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
議長 (会長)	無いようですので、以上で第2回農業委員会を終了します。
	終了 (15時40分)